

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年1月8日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
会計名	店舗名	会計名	店舗名
電気事業会計	第四北越銀行県庁支店	電気事業会計	第四銀行県庁支店
工業用水道事業会計	第四北越銀行県庁支店	工業用水道事業会計	北越銀行新潟県庁支店 第四銀行県庁支店
工業用地造成事業会計	第四北越銀行県庁支店	工業用地造成事業会計	第四銀行県庁支店 北越銀行新潟県庁支店
共通管理勘定	第四北越銀行県庁支店	共通管理勘定	第四銀行県庁支店
		注 工業用水道事業会計にあつては北越銀行新潟県庁支店、工業用地造成事業会計にあつては第四銀行県庁支店が総括をする。	

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。